

帯広病院 21-4111
白樺医院 38-3500
ケアセンター白樺 41-1165
白樺在宅総合センター 41-1167

十勝勤医協 友の会ニュース

医療法人 十勝勤労者医療協会

帯広市西9条南11丁目1番地

0155-21-4718

発行責任者 今野 光昭

URL: <http://www.tokachi-kin-ikyo.or.jp>

E-mail: soshiki@tokachi-kin-ikyo.or.jp

保険薬局も無料低額診療 事業の対象に!



合同カンファレンスで薬代負担の実態を共有

に大きく影響していることがわかりました。しかし、現状では社会福祉法で定められた低所得者向けの無低診療事業は保険薬局では行えません。そうした中、道北勤医協などで薬局の無料低額診療事業の実現に向けた取り組みが続けた結果、旭川市や東川町、東神楽町、苫小牧市では、無料低額診療事業を利用する患者さんへの保険薬局での薬代助成を始めています。十勝社会保険推進協議会では、薬局の無料低額診療事業の実現に向けた取り組みとして、9月から帯広市長宛の「保険薬局に対する無料低額診療事業に関する請願署名」を開始しました。十勝勤医協やあじさい薬局でもこの署名に積極的に取り組んでいます。

請願内容は以下の2点です。

十勝勤医協で無料低額診療事業を開始してから9年目に入りました。この間、多くの患者さんが無料低額診療を利用することで、患者さんの生活、健康、いのちが救われていました。しかし、その一方で昨年度は、帯広病院外来とあじさい薬局のカンファレンスで無料低額診療利用者の薬代負担が生活

1. 帯広市より、国・厚生労働省に対して保険薬局についても無料低額診療事業の対象となるように働きかけていただきたいこと。
2. 保険薬局が無料低額診療事業の対象となるまでの期間、帯広市において独自のお薬代の助成制度を設けていただきたいこと。

十勝勤医協の各事業所とあじさい薬局に署名を設置しています。お立ち寄りの際はぜひ、ご協力をお願いいたします。この間の帯広病院とあじさい薬局の取り組みを紹介いたします。

無料低額診療事業実施病院への訪問

～帯広病院の取り組み～

帯広病院では10月11月にかけて無料低額診療を実施している主要3病院を訪問し懇談を行いました。無料低額診療事業での連携、無料低額診療事業を広げるための合同ビラの公的機関への配置、そのために十勝勤医協が事務局となつて多方面に働きかけることについてご了解いただきました。保険薬局に対する無料低額診療事業に関する「請願署名」のご協力についても了承いただき、署名をお渡しすることができました。

みなさんのご協力をお願いいたします。

皆様のお気持ちを大切にします。

建設募金

- 金額の制限はありません。
- 募金の返還はいたしません

十勝勤医協への無利息の出資金です。

建設基金

- 十勝勤医協への出資金です。
- 利息・満期はありません。
- 出資額はお申し出があれば随時ご返還いたします。

3年満期、年利0.5%でお借りします。

協力資金

- 借入期間：3年間
- 利息：年利0.5%
- 借入額：1万円～400万円まで（1世帯800万円まで）

*いずれも友の会会員限定です。会員でない方は、友の会にご入会ください。

十勝勤医協の医療・介護事業の
継続と発展へ向け、施設の維持・
改善などのための
資金を募集します。



出資金は銀行振込でお願いしており、現金での受付はしていませんのでご了承ください。申込みに関するお問い合わせは下記までお願い致します。

医療法人 十勝勤労者医療協会

〒080-0019 帯広市西9条南11丁目1番地 TEL.0155-21-4718 FAX.0155-21-4840

少しでも薬代が安くならないか？

～あじさい薬局の取り組み～

無料低額診療利用者のあじさい薬局での薬代負担の実態について調べたところ、薬代自己負担平均額は、2,715円、最も薬代が高い方で毎月8,000円以上支払っていることがわかりました。職員からは、「薬代負担の実態が具体的にわかると利用者さんの大変さがよくわかる」「この薬代が免除されれば、1ヶ月のお米代が浮くのではないか?」などの意見が出されました。そして、「少しでも薬代が安くならないか」との考えから、今後、薬剤師を中心に無料低額診療利用者の処方内容をチェックして、薬を代替することによって薬の自己負担を少しでも安くする取り組みを始めることになりました。



シリーズ

憲法があぶない

三権分立とは

「美しい日本を取り戻す」と戦うことができる国づくりにまい進してきた安倍政権は、2015年9月19日、集団的自衛権を容認する安保法制を、強行採決により成立させた。これは立憲主義に完全に違反し長年の政府解釈も無視するものだ、多くの市民がこの法案に対して「戦争法」と呼び、全国各地で反対の声を上げた。

こうした中、全国で25の安保法制違憲訴訟が起こされている。本年4月22日、札幌地方裁判所民事第5部(裁判長岡山忠弘「代読」)は、同法案は憲法に違反し、平和的生存権・人格権が侵害されたとして国を相手に訴えた、①国家賠償請求訴訟②自衛隊の行動の差し止めを求めた差し止め請求訴訟について、裁判所は、原告が主張した本人尋問や証人尋問を一切行うことなく、また1部原告の具体的被害者の主張にすらさせないまま審理を打ち切り、①棄却②請求の却下という判決を言い渡した。

理由は、①について「平和的生存権」や生命身体の安全を含む「人格権」は、具体的な権利性がなく、国家賠償法上保護された権利ないし法的利益と認めることができない。②については、原告らが求める差し止めの対象は行政の行使そのものであり、その行使に対して、民事上の請求としてその差し止めを求める訴えは不適当である。

個人の人格が侵害されたとの訴えがなされた場合、これを憲法によって救済するため、その被害の有無に誠実かつ謙虚に向

き合うのが本来あるべき司法の姿である。ところが今回の判決は、きわめて明白な憲法違反が問われている重大事件に対して、証人尋問はもとより原告の本人尋問すら拒否し、原告・弁護団の訴えを一方的な予断を持って切り捨てた。これは司法にあるまじき行為であり、司法権力の乱用であり徹りである。

この判決に関与した裁判官(岡本忠弘、根本亘之、牧野一成)は、司法の名を借りて、権利の主体であり主権者である国民を愚弄し、民主主義に基づく不可欠な国民的基盤たる三権分立の原理を支えるところの自らの使命を放棄し、内閣及び国会において多数を占める政権与党に積極的に対応しそれに屈服したものと受け止めざるを得ない。このような裁判官によって構成される合議体は、およそ司法という名に値するものではない。

「平和的生存権」2008名古屋高裁判決、具体的権利性を有し裁判上救済されるべき権利として理論的發展を遂げている。「平和的生存権」憲法学説は、次の世代に継承されて発展し、国際社会で提唱されている「平和への権利」の基礎理論を構築したものとして、世界に誇れるものとなっている。

(2019.4.22 安保法制訴訟北海道原告団・弁護団・全国ネットワーク代表等井一弘氏声明より抜粋)

【足寄友の会 田利正文】

勤医協の歴史と地域活動を体験

法人1年目職員研修

2019年度1年目研修会が10月24日におこなわれ、友の会の方々と交流し、十勝勤医協の歴史とその中の友の会の役割について学びました。研修に参加



したのは、萩原来武(理学療法士)、濱野彩夏(理学療法士)、丹羽真里介(福祉士)の3人です。西帯広友の会では地域訪問に同行し、リハビリや運動についての関心に萩原理学療法士が丁寧に答え、会員さん方から喜ばれました。白樺友の会のお茶のみサロンには、濱野彩夏理学療法士、丹羽真里介福祉士が参加し、地域の様々な声を身近に聞くことができ、直接友の会の方と触れ合う中で、友の会活動を肌で感じられました。村上隆久友の会連絡会副会長から、友の会の歴史の講義を受け、参加者からこれまでの十勝勤医協の設立から今までの歴史と地



域の方々の熱い思いを感じることができた」という感想も出されました。
【教育委員会事務局 三浦紀秋】

医療・介護の現場から

シリーズ Ⅲ

迎え順調だった時代、一人暮らしをしてからも友人や兄弟がかわるがわるおかずをとどけてくれた生活。帯広からはなれたくない気持ちを理解することができました。生活史を振り返ることで、その方の思いに少し近づくことができました。現在おきている困りごとだけでなく、一人ひとりの生活史もふりかえりながら、どのように支援していくのがよいのか考えることの大切さを大事にしていきたいと思う事例との出会いでした。

【居宅支援事業所白樺 ケアマネージャー 高橋香織】

80代のAさんは、一人暮らしで、認知症があり、何度もころんでけがをしています。自分で助けを呼ぶことができず、いつ何があるかわからない状況です。しかし、Aさんは帯広をはなれたくない「娘のところにはいきたくない」「家で死にたい」「今がしあわせ」と言います。Aさんの病気や体のことを考えると安全に過ごせる施設で過ごすのが一番なのは明らかです。しかし、私たち支援者が出会う前を振り返ると幸せだった人生がみえてきました。両親と兄弟とともに会社をおこしバブルの経済成長を

今日から
使える
ためになる!

知ってトクトク 制度と情勢

ここではわかりづらい医療や介護の制度のコト、社会情勢のコトなど知っていると誰かに伝えたいような情報を、事務職員が全12回発信していくコーナーです。

国保は抜本的な改善が必要！

十勝勤医協も加盟する「十勝社会保障推進協議会」では「国民健康保険制度の改善を求める請願書名」に取り組んでいます。この請願署名の柱は「均等割」の廃止です。今回の大運動で地域からも質問が出された均等割りとはどういったものなのでしょうか？

*均等割りとは…

国保料が協会けんぽなどの被用者保険と比べて、高くなってしまう大きな要因は、国保にしかない「均等割」という算定方法です。被用者保険の保険料は、収入に保険料率をかけて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。しかし国保料は、所得に保険料率をかける「所得割」の他、世帯員の数に応じてかかる「均等割」、各世帯に定額でかかる「平等割」を合算して算定されます。「均等割」は、法律で必ず徴収することが義務づけられています。「人数」に応じて課税する手法は古代に作られた税制と言われ、とても原始的なものです。家族が多い世帯に重い負担を課することとなり逆進性の強い制度と言えます。

(帯広市の国保料の構成)

国民健康 保険料	=	医療保険分 ①所得割 ②均等割 ③平等割	+	後期高齢者 支援金分 ①所得割 ②均等割 ③平等割	+	介護納付金分 (40歳以上65歳 未満の方のみ) ①所得割 ②均等割 ③平等割
-------------	---	-------------------------------	---	---------------------------------------	---	--

全国で均等割や平等割として徴収されている保険料はおおよそ1兆円と言われています。ここに公費を投入すれば多くの自治体で協会けんぽ並みの保険料にすることが出来ます。

この問題は2014年に「全国知事会」でも取り上げられ、国に対しても要望を出しています。1962年の社会保障制度審議会の勧告でも、国保は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどから、相当額の国の負担が必要と認めていました。しかし政府は1984年の法改正で国庫負担を45%から38.5%へ削減し、その後も国の負担を抑制し続けています。また、国保加入者の構成もかつては7割が農林水産業と自営業でしたが、現在は43%が無職、34%が非正規雇用です。この間、国はその責任を後退させ、国保加入者の貧困化や高齢化などで、国保料の高騰が限界となっています。これを打開するには国庫負担を増やす以外にありません。

国保制度は社会保障制度、国民皆保険制度の根幹をなすものです。署名は帯広病院、白樺医院の窓口に設置しています。国保制度を早急に改善できるよう、みなさまのご協力をお願いいたします。



ほのか

じゃが芋おやきを作りました！

11月の手作りおやつでは、10月に収穫したじゃが芋をで「じゃが芋おやき」を作りました。職員と一緒に、利用者さんも調理に参加しました。ツナとチーズを具材に、じゃが芋の生地を使ったおやきとしました。チーズが余ったので、おやきの上に降りかけて、一緒に焼き上げました。出来上がったおやきは、「外はパリパリしていておいしかった」「おかわりください。」と大好評でした。「アレنجが利くので家でも作れそう。」とお話が盛り上がりました。今後も、おいしくて楽しいおやつづくりの取り組みを心掛けていきたいと思っています。

【デイサービスほのか介護主任 西村正直】



9月に予定していた統一行動でしたが、その日はあいにくの雨。ほぼ一カ月近く延期していましたが、10月28日(月)ようやく実施することが出来ました。当日は初めて行動するという役員が多く、友の会より計6名が参加、連絡会事

事務局より真田若子事務局長と、勤医協の職員3名の計10名で4組に分かれ、柳町地域に訪問に入りました。「医療介護制度の拡充を求める署名をお願いに伺いました」と難しい言葉から入ったのですが、割合多くドアを開けて対応してくれました。中には、「75歳以上になつたら窓口負担は1割になると聞いていた。そうはならないの？」との質問をされた老人、「話は聞くけど、色々な考え方もあると思うので署名は出来ません」と話す若者等の姿も見られました。

今回の訪問を通して、「いろいろ考えているのですね、今度は私も話せるようにして頑張ってみます」という感想を話された世話人さんも見受けられました。また今回をきっかけに、帯広病院の定期受診及び送迎利用に結び付いた方もおられました。今回は21名の方と対話することができました。悪天候で2回目の開催が出来ませんでした。再度日程を調整し取り組みたいと思います。

【音更東友の会事務局 守屋敏紀】

東友の会 音更

初めての合同地域訪問！

【音更東】	守屋 敏紀	〇五五二・二・三〇八四
【音更西】	増田 浩毅	〇五五三・二・〇八六〇
【音更南】	野口 清子	〇五五三・二・一七二二
【音更北】	中嶋 晴子	〇五五四・二・一九九四
【土幌】	和田 鶴三	〇五六四・二・四四三五
【上士幌】	山本 政俊	〇五六四・二・一三〇八九
【新得】	土山 武志	〇五六四・四・四七一六
【清水】	田中けい子	〇五六四・三・三〇五六
【鹿追】	武田 耕次	〇五六六・二・二七六
【茅室】	梅津 美政	〇五六六・二・二八五九
【中札内】	西村 和正	〇五六六・二・二七四〇
【更別】	大津寿美香	〇八六〇・四・八三八七
【大樹】	有岡千恵子	〇五八八・七・五二二八
【広尾】	前崎 茂	〇五八八・二・四三四〇
【幕別】	小林 正明	〇五八八・四・五三二二
【札内東】	鈴木志摩子	〇五八八・六・六七五七
【札内西】	岡崎節子	〇五八八・四・四四三二
【忠類】	増田 武夫	〇五八八・二・六二〇七
【豊頃】	岩井 明	〇五八八・四・二六三四
【池田】	吉田 清治	〇五八八・三・八六一〇
【本別】	阿保 富男	〇五八八・二・二七五六
【足寄】	田利美智子	〇五八八・二・四〇〇〇
【陸別】	黒沼 明美	〇五八八・二・二六六二
【東】	山口久美子	〇五八八・七・六六二二
【柏】	加藤 昌明	〇五八八・二・五八〇四
【光南】	村上やよい	〇五八八・二・五五八八
【鉄南】	牧野美智子	〇五八八・四・八九六五
【中央】	田村力オリ	〇五八八・二・二六〇七
【栄】	佐藤 久輝	〇五八八・三・三六三九
【開西】	岡本 顕	〇五八八・四・四六五二
【西帯広】	野坂 潤子	〇五八八・二・七二七九
【西南】	麻生 恵子	〇五八八・二・一六二二
【緑ヶ丘】	片石 祐一	〇五八八・二・一四四二
【白樺】	武井 純子	〇五八八・二・二四二四
【新緑】	毒師 光枝	〇五八八・二・一五五七
【柏林台】	横塚恵利子	〇五八八・二・七九〇〇
【緑西】	村上久美子	〇五八八・二・三六八二
【稲田北】	平 麗子	〇五八八・二・一七五五
【稲田南】	藤田 四八功	〇五八八・二・六九五一
【川西】	伊沢佑恵子	〇五八八・二・二五〇六
【大正】	岡山 幹男	〇五八八・二・五九三三